指定訪問介護事業所

ガーデナース南永山

重 要 事 項 説 明 書

株式会社　リライフ

〒０７９－８４１８
旭川市永山８条１丁目１番２３号
電　話　０１６６－７３－８１３２
ＦＡＸ　０１６６－７３－８１３３

１．事業者の概要

事　業　者　の　名　称	株式会社 リライフ
所　　在　　地	〒079-8418　旭川市永山８条１丁目１番23号
電　話　番　号	（０１６６）７３－８１３２
代表者の役職・氏名	代表取締役　小　松　良　則
設　立　年　月　日	平成29年５月９日

２．サービスを提供する事業所の概要

事　業　所　の　名　称	**指定訪問介護事業所　ガーデナース南永山**
介護保険指定番号	旭川市長指定　０１７２９０７３４７号
所　在　地	〒079-8418　旭川市永山８条１丁目１番23号
電　話　番　号	（０１６６）７３－８１３２
サービス提供地域	旭川市
他の提供サービス	
定　休　日	年中無休
営　業　時　間	２４時間

３．事業所の運営方針

事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じて、可能な限り、居宅において自立（自律）した日常生活を営むことができるように努めます。

また、契約者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図れるよう努め、実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、契約者本位のサービスの提供に努めます。

４．事業所の職員体制

職　　種	保有資格	勤務形態	員　数
管　　理　　者	介護福祉士	常勤	１名
サービス提供責任者	介護福祉士	常勤　兼務	２名
訪問介護員	看護師 准看護師 介護福祉士	常勤　兼務	３名以上

５．訪問介護計画の作成

（１）当事業所では、利用者の心身の状況や希望、環境を踏まえて、具体的なサービス内容を記載した訪問介護計画を作成します。

（２）この訪問介護計画は、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という）が作成されている場合、それに沿って作成するものとします。

６．訪問介護サービスについて

（１）概要

訪問介護サービスは、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員が利用者宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、居室掃除・洗濯などの生活支援（生活援助）をします。

（２）対象とならないサービス

次のようなサービスを受けることはできません。

・直接利用者の援助に該当しないサービス

（例）利用者の家族のための家事や来客の対応

・日常生活の援助の範囲を超えるサービス

（例）大掃除・窓ガラス磨き・正月の準備　など

７．ご利用料金

別紙「ご利用料金について」のとおりとします

８．お支払い方法等

サービス利用料金は、原則として毎月１ヶ月分を集計し、翌月15日までに書面にてご請求いたしますので、請求月の27日までに、ご持参、お振込みのいずれかの方法にてお支払い下さい。

なお、ご持参の場合は、領収証を発行致しますが、お振込みの場合、お申し出がない限り領収書の発行はいたしませんのでご注意下さい。（振込票の控えが領収証の代用となりますので、大切に保管して下さい。）

振込手数料については、お客様負担となりますので、ご了承ください。

９．キャンセル規定

当日、利用者の都合によりサービスを利用されなかった場合、以下の料金がキャンセル料として発生します。(連絡先：0166－73-8132)

前日までにキャンセルを申し出た場合	無　料
当日サービス直前２時間を過ぎてのキャンセルの場合	当該基本料金自己負担分と同額
ヘルパーが居宅に到着してからのキャンセルの場合	当該基本料金の全額

10．緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の急変があった場合には、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

11. サービス内容に対するお問い合わせ・苦情・ご相談（緊急時も含む）・ご意見・ご感想

当事業所におけるお問い合わせ・苦情・ご相談（緊急時も含む）の受付

受　付　窓　口	株式会社 リライフ　村本・伊藤
受　付　時　間	ＡＭ８：４５～ＰＭ１７：３０
受付電話番号	（０１６６）７３－８１３２
受付ＦＡＸ番号	（０１６６）７３－８１３３

当事業所以外にも公的な窓口がございます。

北海道国民健康保険団体連合会　（０１１）２３１－５１６１

旭川市福祉安心部指導監査課　（０１６６）２５－９８４９

12. 事業者及びサービス従事者の義務及び禁止行為

（１）義務

① 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産の安全確保に配慮するものとします。

② 事業者は、サービス実施日において、訪問介護員により利用者の体調・健康状態等からみて必要な場合には、利用者の主治医又は協力医療機関と連携し、利用者又はその家族から聴取・確認したうえで訪問介護サービスを実施するものとします。

③ 事業者は、契約者に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成し、これを完結日から２年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

（２）禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

① 医療行為又は医療補助行為

② 利用者もしくはその家族等からの高価な物品の授受

③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービス

④ 利用者及びその家族に対する迷惑行為

令和　　年　　月　　日

指定訪問介護サービスの提供に際し、本書面に基づき□契約者□代理人に、重要事項の説明を行ないました。

＜事業者＞　旭川市永山８条１丁目１番２３号
株式会社 リライフ
指定訪問介護事業所 ガーデナース南永山

説明者氏名　　㊞

私は、契約書及び本書面に基づいて、事業者から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

＜契約者＞　住　　所

氏　　名　　㊞

＜代理人＞　住　　所

氏　　名　　㊞

契約者との関係

別紙

ご利用料金について

１．生活援助

提　供　時　間	利用者負担額
２０分以上４５分未満	２１５円／回
４５分以上	２６４円／回

２．身体介護

提　供　時　間	利用者負担額
２０分未満	１９６円／回
２０分以上３０分未満	２９３円／回
３０分以上６０分未満	４６４円／回
６０分以上 以後３０分を増すごとに	６８０円／回 ＋９８円

※ 早朝(午前６時～午前８時)、夜間(午後６時～午後１０時)の時間帯は２５％加算”
※ 深夜(午後１０時～午前６時)の時間帯は“５０％加算”
※ 初回加算…２００円／月
※ 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ…１ヶ月の最終実績×２８．７％が加算
※ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）…２００円/月（算定対象者のみ）
※ 保険負担割合により負担額が異なります。